

改正

平成22年3月31日規則第20号

平成24年11月22日規則第46号

名寄市利雪親雪推進市民委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、名寄の冬を楽しく暮らす条例（平成18年名寄市条例第240号）により設けられた名寄市利雪親雪推進市民委員会（以下「市民委員会」という。）について、その組織及び運営に関し必要な事項を定めます。

(任務)

**第2条** 市民委員会は、次の項目の提言等に取り組みます。

- (1) 雪と寒さに強いまちづくりの推進に関すること。
- (2) 雪と寒さに親しむ暮らしづくりの推進に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

**第3条** 市民委員会は、20人以内の委員をもって構成し、市長が委嘱します。

2 委員の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 市民委員会に委員長1人及び副委員長2人を置きます。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の内から互選します。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行します。

(会議)

**第5条** 市民委員会は、委員長が招集します。

2 市民委員会には、必要に応じ、関係機関等の職員を参加させることができます。

(庶務)

**第6条** 市民委員会の庶務は、総務部企画課において行います。

(その他)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が市民委員会に諮って定めます。

附 則

この規則は、公布の日から施行します。

**附 則**（平成22年3月31日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行します。

**附 則**（平成24年11月22日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用します。